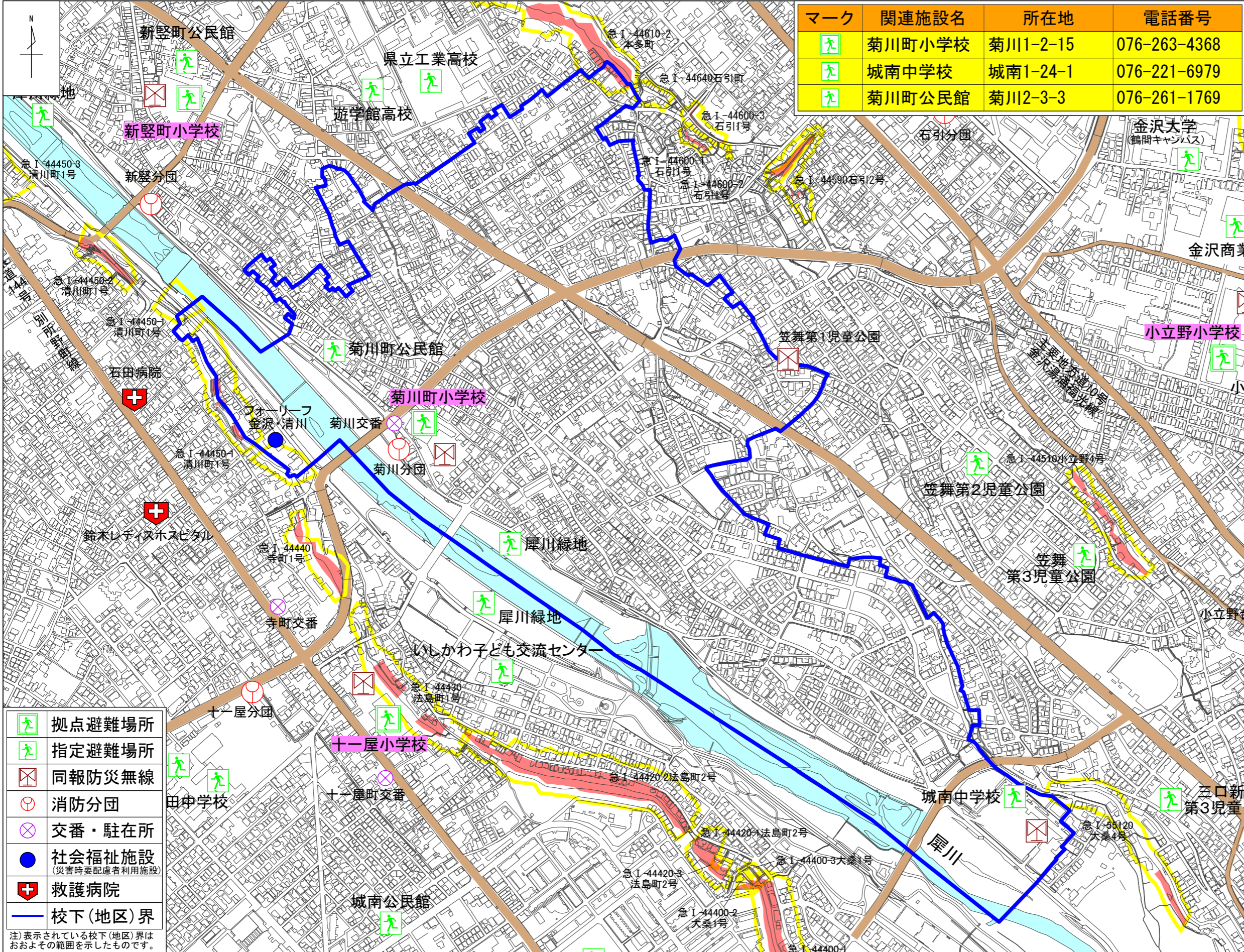


かなざわし どしゃさいがい ひなんちず
金沢市 土砂災害 避難地図

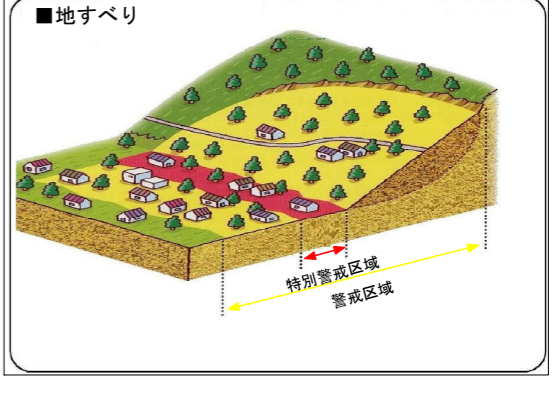
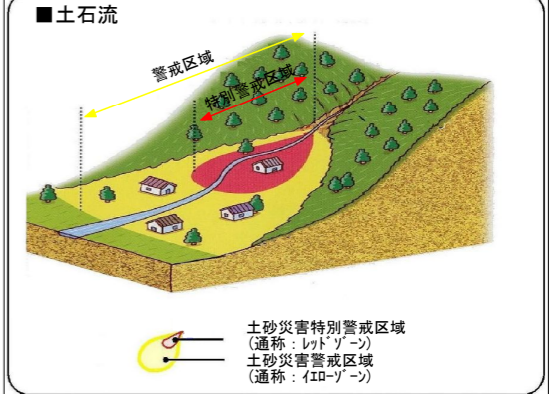
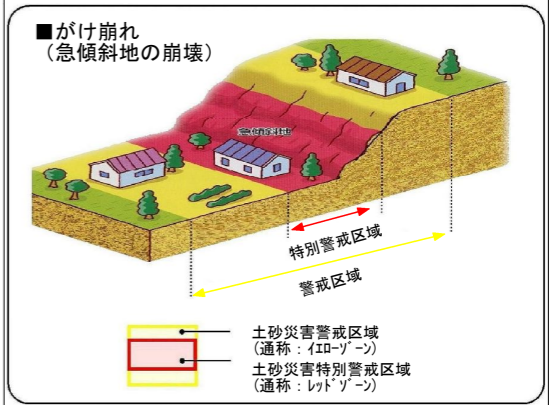
きく がわ こう か
【 菊川 校 下 】



凡 例

土砂災害(特別)警戒区域

	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域



縮尺 1:7,000 (平成27年3月現在)

0 50 100 200 250m

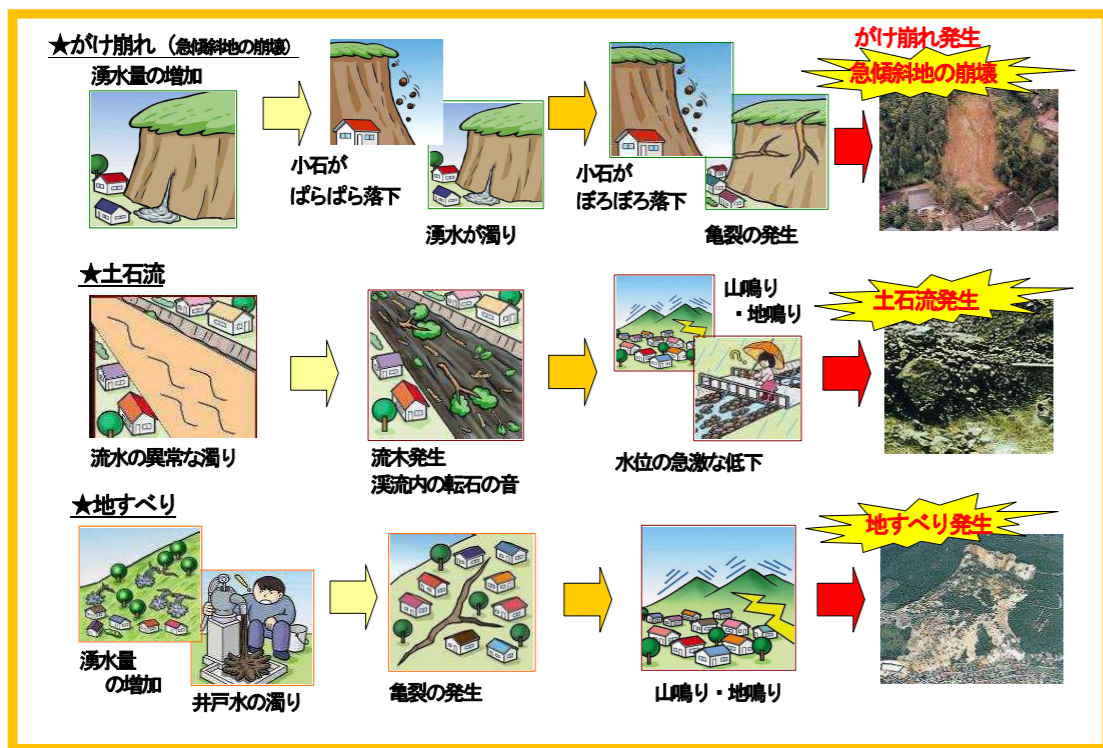
「私を守るのは自分、私たちを守るのは地域、自分と地域で命をまもろう」

この「金沢市土砂災害避難地図」は石川県が指定した「土砂災害(特別)警戒区域」をもとに、市民のみなさんが避難するために必要な各種情報をまとめたものです。土砂災害に関する情報及び市から提供する情報、さらにこの「金沢市土砂災害避難地図」を利用していただき、市民のみなさん一人ひとりの行動と町内会、自主防災会による行動で少しでも被害をなくしたいと考えております。なお、この金沢市土砂災害避難地図以外の地域でも土砂災害が発生する可能性があり、また近くの河川が洪水で通行不能の場合がありますので、ご注意ください。

1 土砂災害とは

土砂災害とは、大雨や地震などにより、「がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)・土石流・地すべり」の現象が発生する自然災害のことです。

～前兆現象～



前兆現象がない場合でも降雨が続いた時などは土砂災害が起きる可能性があるため、斜面の状況に常に注意を払い、身の危険を感じた場合は周りの人と自主的に安全な場所に避難(自主避難)してください。また、前兆現象を発見した場合には、すぐにその場から離れ市役所や自主防災会(町会)にご連絡ください。

2 土砂災害防止法とは

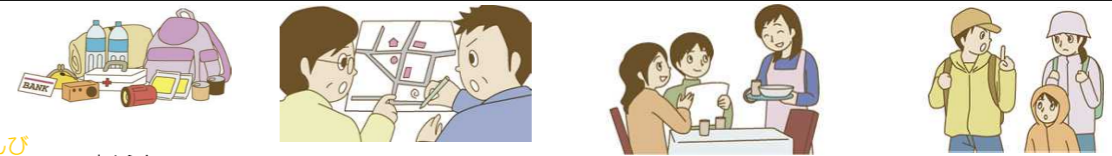
土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。石川県はこの法に基づき、「土砂災害警戒区域」(土砂災害のおそれがある区域)及び「土砂災害特別警戒区域」(建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域)の指定を行っています。

3 土砂災害警戒情報とは

大雨警報発表中、大雨による土砂災害発生危険性が高まった場合に石川県と金沢気象台がテレビ・ラジオなどを通じて発表します。

4 避難時における行動 ～「土砂災害警戒情報」が発表されたら、以下の避難情報が発表される場合がありますので、雨や台風の最新情報入手し、避難の呼びかけに注意してください～

ふだんから、避難時の持ち出し品の事前準備や避難場所・避難経路を確認しておき、ご近所との「日常的な交流」を心がけ、地域の自主防災会が行う避難訓練に参加しましょう。



「避難準備」が連絡されたら・・・

ガスなどの火元を消し、非常用持ち出し品を準備するなど、避難の準備を整え、早めの支援が必要な高齢者や子ども、体の不自由な方などの避難を開始させてください。



「避難勧告」が連絡されたら・・・

準備した持ち出し品をもち、計画された避難場所などへ速やかに避難を開始してください。その際、動きやすい服装で、ひとりでの避難はさけてください。また、がけ崩れや浸水箇所にも注意してください。



「避難指示」が連絡されたら・・・

災害の危険性が高くなっていますので、一刻も早い避難が必要です。関係機関の誘導に従って避難を開始してください。避難場所への移動が困難な場合には、とりえず丈夫な建物の二階以上(斜面と反対側)に避難するなど、命を守る行動をとってください。

5 土砂災害避難に関する情報

土砂災害避難情報は下図のような方法で市民のみなさんに伝達され、また情報の収集ができます。



土砂災害が発生したり、前兆現象を発見した場合には、すぐにその場から離れ、市役所の右のいずれかの課にご連絡ください。
道路建設課 076-220-2612
危機管理課 076-220-2060

6 緊急時・災害時の電話
火災・救急・救助 119
犯罪・防犯・交通事故 110

安否確認は 災害伝言ダイヤル 171
災害発生により、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合にNTTが実施する伝言ダイヤルサービス。被災地内の家族や親戚などとの連絡を可能にします。(通常時は使えません)